

連携協約（地方自治法第252条の2）の締結状況

令和7年7月1日現在

連携協約の種類	件数	連携中枢都市圏の名称	締結年月日	構成団体
連携中枢都市圏の形成に伴う連携協約	32	広島広域都市圏	H28.3.30 (23市町) R3.3.30 (1市※1) R4.3.30 (3市町※2) R6.3.28 (2町※3) R7.3.28 (3市町※4)	【広島県】 広島市(連携中枢都市)、呉市、竹原市、三原市、三次市※1、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町 【山口県】 岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町 【島根県】 浜田市※2、出雲市※4、益田市※4、飯南町※3、川本町※3、美郷町※2、邑南町※2、吉賀町※4 (計15市、18町)
	8	備後圏域連携中枢都市圏	H27.3.25 (8市町) R6.3.28 (1市※1)	【広島県】 福山市(連携中枢都市)、三原市、尾道市、府中市、竹原市※1、世羅町、神石高原町 【岡山県】 笠岡市、井原市 (計7市、2町)
	7	広島中央地域連携中枢都市圏	H29.10.16	【広島県】 呉市(連携中枢都市)、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町 (計4市、4町)

協議会（地方自治法第252条の2の2）の設置状況

令和7年7月1日現在

事務の種類	件数	協議会の名称	設置年月日	構成団体
公の施設の維持管理	1	小瀬川ダム管理事務協議会	S39.8.1	広島県、山口県
地域開発計画	1	広島広域行政圏協議会	H13.4.1	広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町
消防通信指令事務	1	尾道市・三原市消防通信指令事務協議会	H25.4.1	尾道市、三原市

機関の共同設置（地方自治法第252条の7）の状況

令和7年7月1日現在

機関の種類	件数	共同設置した機関の名称	設置年月日	構成団体
		設置なし		